

武豊町障害者活躍推進計画

機関名	武豊町、武豊町教育委員会
任命権者	武豊町長、武豊町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
武豊町における障がい者雇用に関する課題	武豊町及び武豊町教育委員会は、障害者雇用率制度の適用について、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項により特例認定を受け、合算して法定雇用率を算出している。 平成30年4月1日から法定雇用率が引き上げられ2.5%となり、令和元年6月1日時点での法定雇用率は未達成となったが、積極的な採用活動を行い、令和元年9月1日以降は法定雇用率を達成している。 なお、障がいのある職員は、中高年の職員が多く、今後さらに厳しい状況になることが予想される。このため、採用試験を実施するごとに障がい者枠を設け、積極的な採用活動を行っているところである。また近年は会計年度任用職員の採用を積極的に推進している。 計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がいのある職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、面談等により必要な配慮を把握する。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 （令和11年6月1日時点）武豊町及び武豊町教育委員会で合算して法定雇用率を達成（参考）令和6年12月1日時点の実雇用率：2.8%（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年度末、自己申告書等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として人事担当者を選任する。 ○令和11年6月までに、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、職場適応支援者、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（厚生労働省障害者雇用対策課、愛知労働局、半田公共職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や面談等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	○基礎的環境整備として、障がい者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○障がい者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○インターンシップの活用 ・大学生を対象としたインターンシップの中で障がいのある学生の受け入れを積極的に行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	○テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)キャリア形成	○中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、会計年度任用職員等については、任期終了まで残り1か月となった時点で職務経験の総括的な振り返りを行う（必要に応じ外部の支援機関も交え、面談を実施したり書面を作成したりする）ことにより、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5)その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、毎年度、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を広げる。 ○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品をふるさと納税返礼品にするなど販売の場の提供、障害者就労施設等との人的交流などを実施する。 ○中小事業主も対象となる公共調達及び補助事業において、認定された中小事業主の評価を加点する。